

第 26 回生産物分類策定研究会 議事概要

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 31 日 (火)
- 2 場 所 書面開催
- 3 出席者 (構成員) 宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員
(審議協力者) 中村審議協力者
(オブザーバー) 内閣府 (経済社会総合研究所)、総務省 (統計局)、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- 4 議 題
 - 1 個別分野の検討について
 - ・ E 製造業① <素材系業種>
(16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業)
 - 2 研究会における議論等を踏まえた修正等について
 - ・ 第 24 回研究会 (D 建設業)
 - 3 その他
 - ・ 全体を通じた御意見・御質問等

5 概 要

今般の研究会は書面開催とされたことから、事務局から、「E 製造業① <素材系業種>」に係る生産物分類の分類原案及び第 24 回研究会における議論等を踏まえた修正等 (D 建設業) について資料を書面交付し、後日、出席者より意見等を拝受した。

主な意見は以下のとおり。

【1 E 製造業① <素材系業種> について】

(論点 1 : 原材料及び製造方法が異なるが、用途が同じと考えられる生産物について)

- 素材と用途が対応する場合を除いて、用途による分類をすることが適当と考えられるものの、以下の事項に関しては個別の検討が必要と考える。
 - ・ 履物は、「ゴム底布靴」など素材によってきれいに分かれるものではないので、作業用、スポーツ用など用途で分類した方が適当と考える。婦人・幼児用は分離できないか。
 - ・ 手袋についても、作業用、衣服用、スポーツ用など用途で分類した方がよい。ゴム製は作業用が多いと思われるが、革製は衣服用と作業用で大きく異なる。
 - ・ 台所用品・食卓用品は用途がほぼ同じであるため、素材によって分ける必要はない。(机・テーブル・椅子についても同様。) 木と金属を組み合わせる場合も多い。
 - ・ 硫酸アンモニウム、金については製造方法によらず同じものなので、区別の必要はない。

- 基本的な方針として、原材料や素材が異なっても用途が同じであれば同じ生産物として取り扱うべきであり、原材料や素材が異なることによって用途も異なっている場合には、別の生産物として区分すべきであると考ええる。

例えば履物は、「革靴」、「サンダル」、「運動用の履物」、「特殊な作業用の履物」などは用途が異なっているため統合部門レベルで分割し、素材の違いによって分割する必要がある場合は詳細分類レベルで分割する（その場合には、素材の違いによって用途が多少は異なると解釈する）ような方法かどうか。C P Aはこれに近い分類ではないか。

また、他の事例として、「ゴム手袋」と「革製手袋」は用途が異なっていると思われるので別の生産物として区分してもよいが、食卓用品やテーブル・いすについては、原材料や素材が異なってもほぼ同じ用途であると考えられるため、少なくとも統合分類レベルでは原材料や素材別に区分する必要はないと思われる。（むしろ、「テーブル」と「いす」を区分することは考えられる。）

- 用途又は質が同じものは1つの生産物として統合して生産物分類を設定するという方針は妥当であるが、一般的に、製造業品は、材質、製造方法が用途に関連する度合いが強いとも考えられるため、用途の面と材質・製造方法の面と両面を考えながら分類を進めるべきではないか。

- 素材の違いにより区分されている工業統計品目について、産業分類が供給指向型、すなわち原材料及び製造方法によって分かれている産業の生産物については、用途が同じであるならば、生産物を原材料及び製造方法によって分ける必要は特になく考えられる。

例えば、ゴム製品製造業の履物は「ゴム製履物」、プラスチック製品製造業の履物は「プラスチック製履物」、皮革製品製造業の履物は「革製履物」と推定できるからである。

また、製造方法の違いにより区分されている工業統計品目も、産業分類が供給指向型、すなわち原材料及び製造方法によって分かれている産業であれば分ける必要はない。

例えば、新品と再生品をそれぞれ製造している活動が産業分類で分かれているのであれば、生産物で新品と再生品を分ける必要はない。だが、産業分類で新品製造活動と再生品製造活動が分かれていない場合は情報量が減るので問題がある。この場合は、産業分類で新品製造活動と再生品製造活動が分かれた段階で統合すればよい。

- 原案どおり、原材料及び製造方法が異なるが用途が同じと考えられる生産物は「一つの生産物」と考えてよいのではないか。原材料及び製造方法に基づき産業分類を、用途に基づき生産物分類を構築し、S U Tで両者の関係を示すことになるのではないかと考える。

例えば、「ゴム製履物」「プラスチック製履物」を考え、両者の用途は同じと仮定する。

※以下、簡単化のため、仮の産業分類、生産物分類で表示。

供給表において、「ゴム製履物」をゴム産業（列）、履物（行）の交点に、「プラスチック製

履物」をプラスチック産業（列）、履物（行）の交点に記録する。行和は履物の産出額である。列和はそれぞれ、履物を含めたゴム産業、プラスチック産業の生産額である。

使用表において、履物の行はその需要構成を示している。一方、ゴム産業の列はゴム製履物を含むゴム製品の生産構造を、プラスチック産業の列はプラスチック製履物を含むプラスチック製品の生産構造を示している。

次に生産物の区分の基準であるが、上記のとおり、原材料が異なっても用途が同じであれば「一つの生産物」に、原材料により用途が異なれば「区分された生産物」になると考えられる。

例えば「ゴム手袋」「革製手袋」を考え、前者は医療で、後者は家計で使用されると仮定する。このとき、生産物分類で両者を区分する。

供給表において、「ゴム手袋」をゴム産業（列）、ゴム手袋（行）の交点に、「革製手袋」を皮革産業（列）、革製手袋（行）の交点に記録する。「ゴム手袋」「革製手袋」の産出額は、それぞれの行和に計上される。

使用表において、ゴム手袋の行はその需要構成を示し、それは医療に用いられる。同様に、革製手袋の行はその需要構成を示し、それは家計に用いられる。

（論点2：生産動態統計の商品分類の採用の在り方について）

- 一般インキは印刷機の種類によって使い分けられるのであれば用途が異なるともいえるので、分けるのが適当と考える。生産動態統計による分類であればデータも取れるので良いのではないか。

- 現在の産業連関表10桁細分類で採用されている品目を参考に生産物分類案を策定するという今回の基本的な方針は、2025年SUTにおける具体的な部門分類の議論がほとんどなされていない現状では、やむを得ないものであると思われる。ただし、本来は今回策定する生産物分類の結果に基づいて2025年SUTにおいて採用する生産物部門について議論し、その結果を受けて再度生産物分類の一部を見直すような作業も必要ではないか。

また、【論点1】とも関連するが、「用途が必ずしも異ならないにも関わらず生産物として区分する必要がある場合には、統合分類レベルではなく詳細分類レベルで区分する」といったルールを定めることも必要ではないか。

次回の検討事項とするべきかもしれないが、統計委員会で議論されているような、工業統計と生産動態統計で分類の基準や品目の範囲が異なっていることにより両者を比較・接続できないケース（例えばエアコン、照明器具など）について、該当する部門をリストアップしたうえで、なるべく両者を接続できるような方法を検討した方が良いのではないか。

- 工業統計の商品分類より詳細に設定されている生産動態統計の商品分類について、用途の区分がされている品目又は産業連関表の推計に利用されている品目を生産物分類に採用していることについては、生産物分類の今後の利用面も含めて考えてみると、妥当だと考える。

○ 生産動態統計調査は、本質的に鉱工業生産指数のためにあり、そこでは中間財と最終財を区分すること、すなわち用途に分けることは必要条件ではない。むしろ景気動向に感応的であることが必要であり、その目的に特化した分類だと考えられる。生産指数と国民経済計算は本質的に「別の世界」であり、前者のレベル（水準）はどうしてもよく変化（景気変動）が推定できればよいが、後者はレベルも変化（成長率）も正確でなくてはならない。その意味では、生産動態統計調査の品目分類は、国民経済計算の考え方をベースにした生産物分類となじまない部分がある。一つの考え方は、生産動態統計調査を今回の生産物分類の適用対象から外すことである。もう一つの考え方は、生産動態統計調査を今回の生産物分類の適用対象とし、生産動態統計調査用の付番をつけて分けることである。

○ より詳細に区分されている生産動態統計の商品分類を採用しても良いのではないか。理由は以下の2点による。

- ・第一に、印刷は「平版」、「凸版」、「金属印刷」など印刷機の種類により生産構造が異なるとし、印刷を「平版印刷」、「凸版印刷」、「金属印刷」という3つの産業に区分する。平版インキは「平版印刷」に、凸版インキは「凸版印刷」に、金属インキは「金属印刷」に用いられると考えれば、それぞれ用途が異なるので、生産物分類も3つに区分して良いと考えられる。（※インキの製造方法の違いでなく、印刷を生産構造の違いにより区分し、インキがそれぞれの印刷に用いられる（インキの用途の違い）を根拠にしている。）
- ・第二に、生産物分類策定の目的の一つが、「産業連関表」や「国民経済計算」の精度向上にあるので、それらに必要であれば区分すべきではないかと考える。

（論点3：生産物分類における製造品、賃加工の区分について）

○ ファブレスの場合、原材料を所有し、加工サービスを中間投入して最終製品とし、これを販売する製造業者であるとも理解できる。製造側は原材料、商品を購入せず、加工サービスを産出しているのみであるから、製造側が原材料、商品を購入し、最終製品をファブレス側に販売するとすれば、実在しない取引を記録することになる・・・というのがSNAの立場のように思われる。（「加工のための財の移動」として輸出入を記録しないことと同じ。）IOでは自社製造品とファブレスでは投入構造が異なることとなるが、これは技術の違いというよりは、経済取引の相違による。なお、加工サービスのみを産出する事業所を製造業に分類することは、SNAでは問題ない。

これに対し、OEM・ODMは製造側が製造業者であり、委託元は卸・小売業ということで問題はない。

したがって、最終製品に差がなければ、変更案に示されるような区分は必要なく、経済活動として自社製造、ファブレス、OEM・ODMの区別をするか、という産業分類の問題であると考えられる。（原材料を自己調達し、最終製品まで製造するOEM・ODM業者を自社製造業者と区別する必要はない。ファブレスの販売業者はSNAでは製造業とするのが適当だろうが、生産技術を重視してSUTを構築する立場からは卸売とする方がよい。いずれにしろ、産業分類の問題である。）

賃加工について、SUTでの投入側を考えると、加工サービスの種類が重要で、何を作るための加工かではない。したがって、細分類は必要ない。ファブレス及びOEM・ODMとその他を分ける観点から一貫型と一部型を分けた上で、後者についていくつかの「〇〇加工サービス」を設けてはどうか。（一貫型については、ファブレスの生産受託側、OEM・ODM業者を製造業とすれば、生産物により区別する必要がある。その場合、自社製造業者と同じなので、一貫型加工サービスを設定する必要はない…ということか。）

- 「1.自社で購入した原材料を用いて完成品を生産し出荷するケース」と「2.他社から支給された原材料を用いて完成品を生産し出荷するケース」で、その完成品がまったく同じものである場合、生産物分類において両者を区分する必要はないと考える。これは、NAPCS・CPA・CPC等と同じ方針である。生産額推計においては両者を区分する必要があるが、その区分は必要に応じて一次統計においてなされれば良いのではないか。

賃加工との関連でいえば、上述の2は、工業統計では独立した賃加工品目として設定されていたと思われるが、もしも上述のように1と2を生産物分類で区分しないのであれば、完成品と同じ名称の賃加工品目はなくなる。一方で、「塗装、表面処理、めっきなど製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うもの」については、完成品の生産とは別に生産物部門を設定すべきであるとする。ただし、部門設定に際しては、全ての製造品の全工程を賃加工品目として区分するような方法ではなく、加工処理サービスを行っている事業所の数や金額に基づいて一定以上のものについて部門を設定するなど、何らかの基準を考える必要があると思われる。

- 工業統計調査における「製造品出荷額」のように、①自社製造品、②自己所有の原材料等を他企業に無償支給して製造させた製品（ファブレス等）、③他社からの委託により自己調達 of 原材料等に加工処理を行い納品する製品（OEM等）と、製造形態の違いを区分して生産物分類を設定することはあり得ると思うが、實際上、この区分が行えるかどうかの問題になるのではないかと考える。

次に、生産物分類で設定する賃加工の適当な分類数については、小分類ベース（177）もあり得るかもしれないが、収入額や産出事業所数等も見ながらもう少し検討すべきではないかと考える。

また、賃加工として、①塗装、表面処理、めっきなど製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うものと、②完成品及び同製品の部分品・附属品の製造を請け負うサービスを設定することについては、この変更はあり得ると考える。

なお、「賃加工」という名称の見直しの検討について、例えば「〇〇加工サービス」や「〇〇製品の製造請負サービス」などの名称に変更することについては、今まで「賃加工」という名称が使われてきた歴史もあるため、慎重に検討する必要があると考える。

- 賃加工は、産業連関表の投入調査との関連で重要である。すなわち、自社製造業者及びOEM業者は原材料を自分で調達するので、投入調査を行ったときに原材料費はその金額が記入される。（厳密には購入額と投入額は異なる。）ファブレス業者は、原材料は委託元から提供され

るので、投入調査を行ったときに原材料費は0となる。このように投入調査との関連で考えるべきであると思われる。

サービス産業にも同様なケースが実はある。例えば、印刷業は紙を出版社から提供されてそれに印刷することが多い。したがって、印刷業者に投入調査をすると、紙の投入はゼロで、インクの投入だけが記入される。

- 当該事業所が①自社製造品、②ファブレス等、③OEM等、いずれの製造形態をとっても、生産物の用途が同じであれば、「生産物分類」においては分類しなくてもよいように思う。

理由は、用途が同じである場合、SUTの供給側で基礎統計を得られても、使用側で基礎統計を得られない（使用側はそれが先方の自社製造品なのか、ファブレスなのか、OEMなのか把握しにくい）ように考えたためである。

「分類しなくてもよい」と考えたのは、上記の理由（基礎統計の制約）に基づく。一方、これらの違い（自社製造品、ファブレス等、OEM等）は今後、ますます重要になり、また実際の製造工程はひとつの敷地内に他社の請負企業などが入り、ますます複雑化していると感じている。

（その他の課題について）

事務局から提示した課題は以下のとおり

- (1) 統合分類は適切に区分されているか（工業統計をベースに設定）。
- (2) 詳細分類に追加・修正すべき区分はあるか（工業統計をベースに生産動態統計やHSなどを参考に設定）。
- (3) 設定が必要な副業があるか。その根拠や理由は何か。
- (4) 工業統計をベースに設定したことによる国際分類との比較性に支障はないか（策定方法そのものに問題はないか）。
- (5) 鉄鋼業について、日本標準産業分類（J S I C）に準拠している工業統計では、設備や工程に着目した特殊格付となっていることから、生産動態統計をベースに設定しているが支障はないか。

- 上記(1)～(5)は、賃加工を除いて、概ね妥当と考える。

- 工業統計調査分類は日本で生産している製品については網羅していると考えられる。しかし、供給表という視点からは非競争輸入品が漏れる。その意味では、日本で生産していない工業製品についての検討が不十分である。

また、それをも含めた場合の統合分類の在り方は検討が必要である。まず、国産はされていないが国内需要が大きい品目をリストアップし、次にそれを入れて考えたときに統合分類がうまくまとまるかを考えるべきである。

⇒ 上記のとおり、「E 製造業① <素材系業種>」について今回の会議で出された意見に対しては、事務局にて対処方針(案)を作成し、第 27 回研究会において再度議論を行い、方針を決定した上で、産業別生産物分類リストの修正を行うこととする。

【2 第 24 回研究会における議論等を踏まえた修正等（D 建設業）について】

（建設工事に係る分類名称について）

- 建設物を建設するサービスの名称を、建設に係る専門・技術サービスと混同しないようにするために「サービス」とせず、「建設工事」のままとする点については了解した。

ただし、国際的にはやはり「サービス」であることから、本分類を英訳する際には名称に「service」を入れるべきである。

（不動産業者が外注又は自己建設した建物の販売サービスについて）

- 不動産業者が外注または自己建設した建物を販売する際の販売サービスも「建設物」に含まれるという整理になっている。物としては「建設物」に含まれるということは分かるが、不動産販売（不動産の販売サービス行為）まで含めることについては整理がつかないことから、分かりやすく整理していただきたい。

不動産業者が新築物件を建設会社に外注または自ら建築施工した建物を販売するサービスについて、その建物は物（財）から見れば「建設物」というのは分かる。しかし、売主である不動産会社が自ら販売する行為、不動産業サービス行為までも「建設物」の財に含めることについて妥当といえるのか。

⇒ 上記の意見に対しては、事務局にて対応を検討することとする。

【3 その他】

（全体を通じた御意見・御質問等）

- 製造業に関する内容には、重要なものが多く含まれていると思うが、第 26 回研究会は書面の資料のみを拝見して文章で回答する形式であったため、意図がうまく伝わらない可能性があり、他の構成員等の意見をうかがうこともできず議論も十分にできないため、非常に不安である。できれば委員の皆様の意見を共有したうえで、再度書面でやり取りをしていただくか、短時間でも web 会議を行う、あるいは次回以降の会議の際に別途時間を設けるなど、何らかの対応をしていただけると有難い。

⇒ 「E 製造業① <素材系業種>」について今回の会議で出された意見に対しては、事務局にて対処方針(案)を作成し、第 27 回研究会において再度議論を行っていただくこととする。

（以上）